

平成 20 年度決算検査報告の概要

～指摘金額は過去最高額の 2,364 億円～

決算委員会調査室 かまの しんいち
鎌野 慎一

1. はじめに

決算検査報告は、会計検査院が、憲法第 90 条の規定により国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第 29 条の規定に基づいて作成する報告書であり、財政法第 40 条により決算の添附資料として内閣から国会に提出される。この報告書は、会計検査院が 1 年間にわたって実施した会計検査の成果をまとめたものであり、適切な予算執行が行われているかを知るための重要な報告書である。

平成 20 年度決算検査報告は、21 年次の会計検査（実施期間：20 年 10 月～21 年 9 月）の結果であり、21 年 11 月 11 日に会計検査院より内閣に送付され、同 24 日（第 173 回国会開会中）に 20 年度決算の添附書類として内閣から国会に提出された。本稿では今般の決算検査報告について、掲記された事項等に触れながら概要を紹介する。

2. 会計検査活動の概況

（1）会計検査の目的

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関であり、国や政府関係機関の決算、独立行政法人等の会計などの検査を行っている。検査には主たる目的が二つあり、一つは「会計経理の監督、是正」である。これは、会計検査院が、常時会計検査を行うことにより、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ是正を図ることである。もし不適切又は不合理な会計経理等を発見したときには、単にこれを指摘するだけでなく、その原因を究明して是正を促すことができる。もう一つの目的は「決算の確認」である。これは、決算の計数が正当であるか、会計経理に予算の目的や法令に違反したものはないかなどについて判定し、検査を了したことを表明することである。この確認があってはじめて、内閣は決算を国会に提出することができることになる。

（2）会計検査の基本方針

会計検査院は、検査業務の基本的な統制を図るため、「会計検査の基本方針」を毎年策定している。「平成 21 年次会計検査の基本方針」（20 年 9 月 5 日検査官会議了承）によると、21 年次の検査方針の内容は以下のとおりである。

ア 重点的な検査

我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえ、主として社会保障、公共事業、教育及び科学技術、防衛、農林水産業、経済協力、中小企業、環境保全、情報通信（I

T) の分野に重点を置いて検査を行うとしている。また、複数の府省等により横断的に実施されている施策、あるいは複数の府省等に共通又は関連する事項に対して、横断的な検査の充実を図るなどとしている。

イ 多角的な観点からの検査

これまで、決算の表示が予算執行など財務の状況を正確に表現しているか(正確性)、会計経理が予算や法律、政令等に従って適正に処理されているか(合規性)、事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないか(経済性)、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか(効率性)、事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか(有効性)、などの観点から検査を行ってきた。今後も、正確性や合規性の観点からの検査を十分に行い、さらに、近年の厳しい経済財政状況にもかんがみ、経済性、効率性及び有効性の観点からの検査を重視するとしている。このほか、国の決算など財政について、その分析や評価を行うとともに、特別会計、独立行政法人等については、その財務状況の検査の充実を図ることとしている。

(3) 検査の対象

会計検査院が行う検査の対象には、大別して必ず検査しなければならない「必要的検査対象」(会計検査院法第22条)と、会計検査院が必要と認めるときに検査することができる「選択的検査対象」(会計検査院法第23条第1項)とがある。21年次の検査において、「必要的検査対象」とされたのは国(内閣、内閣府、総務省ほか10省等)の会計のほか、政府関係機関、事業団及び独立行政法人等の222法人の会計、日本放送協会の会計であり、「選択的検査対象」とされたのは、国が補助金、貸付金等の財政援助を与えた4,654団体等の会計、国が資本金の一部を出資している7法人の会計、国が出資した法人が更に出資している34法人の会計、国が借入金の元金又は利子の支払を保証している3法人の会計、国等と334法人との契約に関する会計である。

(4) 書面検査及び実地検査

検査は、主に書面検査と実地検査の方法により行っている。書面審査とは、検査対象となる会計を取り扱う機関から提出された書類を在庁して検査する方法であり、実地検査とは、検査対象機関である省庁等の官署、事務所に出向いて、実地に検査する方法である。

21年次に実施した書面審査は、20年度分の計算書16万1千余冊及びその証拠書類5,288万余枚を対象に実施した。また、実地検査の実施状況は図表1のとおりである。

図表1 21年次会計検査における実地検査の実施状況

検査対象機関	検査箇所数	検査実施箇所数	検査実施率
本省、本庁、本社等	4,419 (4,322)	2,071 (2,015)	46.8% (46.6%)
都道府県単位の地方出先機関等	7,147 (7,857)	1,162 (1,168)	16.2% (14.8%)
駅、郵便局等	21,606 (22,157)	156 (150)	0.7% (0.6%)
計	33,172 (34,336)	3,389 (3,333)	10.2% (9.7%)

(注) 図表中の()内の数値は20年次のデータ

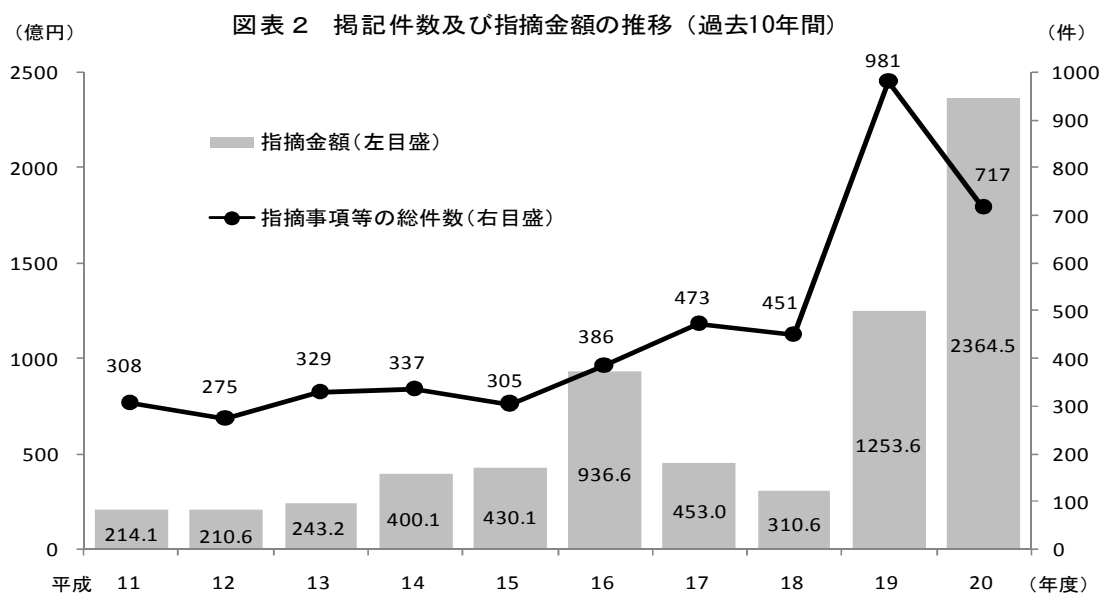
(出所) 『19年度、20年度決算検査報告』(会計検査院)から作成

3. 決算結果の概要

(1) 概況

今般の決算検査報告に掲記された事項等の総件数は717件であり、指摘金額¹の総額は2,364億5,000万円に上っている。前年度決算検査報告に比べて、総件数は264件減であるが、指摘金額の総額は約1,110億8,989万円増となり、過去最高額となった。

この急増の主たる原因として、農林水産省の「公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等の有効活用等」に係る改善処置要求事項7件(指摘金額353億3,737万円)、経済産業省の「取り崩される見込みのない中小企業金融安定化特別基金の有効活用」に係る改善処置要求事項1件(指摘金額391億3,005万円)、独立行政法人住宅金融支援機構の「バリアフリー賃貸住宅建設資金の貸付事業における貸付条件の遵守」に係る改善処置要求・意見表示事項1件(指摘金額417億8,560万円)など、膨大な指摘金額の事項が相次いだことが挙げられる。



(出所) 『20年度決算検査報告』(会計検査院)から作成

(2) 事項別の概要

掲記されたものを事項等別にみると、一般に“指摘事項”と呼ばれているものが708件あり、そのほかに「国会及び内閣に対する報告」(随時報告)が23件²⁾、「国会からの検査要請事項に関する報告」(検査要請事項の報告)が5件、「特定検査対象に関する検査状況」(特定検査状況)が4件掲記されている。

指摘事項は、不適切な経理や行政等の事態に関するものであり、図表3のとおり4つの事項に分類される。

図表3 指摘事項の掲記区分

区 分		事 項 内 容
指 摘 事 項	不当事項	法律、政令、予算に違反し又は不経済、非効率など不当と認められたもの
	意見表示・処置要求事項	会計検査院法第34条又は第36条の規定により、会計検査院が関係各大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求したもの
	改善処置済事項	検査の過程における指摘に対し、受検機関が是正、改善の処置を講じたもの
	特記事項	事業効果、事業運営等の見地から、広く問題を提起して事態の進展を促すなどのため、特に掲記を要すると認めたもの

筆者作成

指摘事項等の件数の内訳をみると、「不当事項」の件数が全体の8割を占めている。近年の傾向としては、「意見表示・処置要求事項」の掲記件数が増加し、一方で、「特定検査状況」の掲記件数は減少し、「特記事項」については、一昨年度に続き掲記されていない(図表4参照)。

図表4 事項等別件数推移(過去10年間)

事項等		年度									
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
指 摘 事 項	不当事項	252	226	248	272	219	296	390	361	859	593
	意見表示・処置要求事項	6	9	32	5	11	4	14	11	53	69
	改善処置済事項	37	23	31	38	47	59	41	65	55	46
	特記事項	1	2	1	4	8	5	4	-	-	-
随時報告		-	-	-	-	-	-	5	2	7	23
検査要請事項の報告		1	-	-	-	-	2	7	5	6	5
検査要請事項の報告状況		-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
特定検査状況		11	15	17	18	20	20	14	8	5	4
計		308	275	329	337	305	386	473	451	981	717

(注) 「随時報告」は他項目にも掲記されており、件数が重複しているため、各事項等の合計件数と計欄の件数は一致しない。

(出所) 『各年度決算検査報告』(会計検査院)から作成

(3) 指摘事項の省庁等別の概要

指摘事項を省庁等別にみると、指摘金額では経済産業省の611億円、独立行政法人住宅金融支援機構の508億円、農林水産省の466億円の順で高く、この三者で指摘金額全体の約7割近くを占めている。件数では厚生労働省の321件、農林水産省の111件、国土交通省の103件の順で多くなっている。厚生労働省については、省庁再編後の12年度以降、指摘事項の件数において常に1位となっており、今般の決算検査報告における件数の約5割近くを占めている。

図表5 指摘事項件数及び指摘金額（省庁等別）

(単位: 件、万円)

省庁又は団体名	事項		意見表示・処置要求事項						改善処置済事項		計	
			不当事項		34条関係		34条及び36条関係					
	件数	指摘金額	件数	指摘金額	件数	指摘金額	件数	指摘金額	件数	指摘金額	件数	指摘金額
内閣							1	-			1	
内閣府（内閣府本府）			1	590,207			1	-			2	590,207
内閣府（公正取引委員会）							1	-			1	-
内閣府（警察庁）	10	2,250					1	-			11	2,250
総務省	12	18,911	1	18,804			1	-			14	37,715
法務省	1	240					1	-	2	13,722	4	13,962
外務省							1	-	2	57,600	3	57,600
財務省	3	111,641					5	341,983	4	156,464	12	608,780
文部科学省	14	10,004									14	10,004
厚生労働省	317	600,570	2	525,229			1	-	1	286,294	321	1,412,093
農林水産省	96	129,916	1	32,915			14	4,513,710			111	4,669,347
経済産業省	13	19,601	1	86,490			3	5,958,585	2	52,546	19	6,117,222
国土交通省	88	185,396	5	661,171	2	234,109	4	-	4	15,760	103	1,089,747
環境省	11	25,945	3	272,483							14	298,428
防衛省	1	2,952	1	15,740			2	13,688	4	9,960	8	42,340
沖縄振興開発金融公庫			1	114,891							1	114,891
日本私立学校振興・共済事業団	5	4,223									5	4,223
成田国際空港株式会社							2	354,928			2	354,928
東日本高速道路株式会社							1	-	1	9,917	2	9,917
中日本高速道路株式会社							1	-	1	8,127	2	8,127
西日本高速道路株式会社							1	-	1	3,277	2	3,277
(独)情報通信研究機構									1	-	1	-
(独)防災科学技術研究所	1	410									1	410
(独)家畜改良センター							1	-			1	-
(独)農業・食品産業技術総合研究機構	1	228									1	228
(独)森林総合研究所									1	668	1	668
(独)日本貿易保険									1	10,415	1	10,415
(独)産業技術総合研究所			1	8,754							1	8,754
(独)造幣局									1	2,550	1	2,550
(独)国立印刷局									1	377,186	1	377,186
(独)国民生活センター							1	4,947			1	4,947
(独)農畜産業振興機構									1	5,974	1	5,974
(独)国際協力機構							1	-	2	80,216	3	80,216
(独)国際交流基金									1	8,232	1	8,232

(単位：件、万円)

省庁又は団体名	不当事項		意見表示・処置要求事項						改善処置事項		計	
			34条関係		34条及び36条関係		36条関係					
	件数	指摘金額	件数	指摘金額	件数	指摘金額	件数	指摘金額	件数	指摘金額	件数	指摘金額
(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構									1	29,839	1	29,839
(独)科学技術振興機構							1	1,121			1	1,121
(独)日本学術振興会	1	102									1	102
(独)宇宙航空研究開発機構							1	-			1	-
(独)高齢・障害者雇用支援機構	1	1,050									1	1,050
(独)日本貿易振興機構									1	32,507	1	32,507
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構									3	12,751	3	12,751
(独)水資源機構									1	3,405	1	3,405
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構									2	16,933	1	16,933
(独)雇用・能力開発機構	1	1,070									1	1,070
(独)労働者健康福祉機構	1	1,943									1	1,943
(独)国立病院機構	10	9,067									10	9,067
(独)日本学生支援機構								1	1,328,282		1	1,328,282
(独)中小企業基盤整備機構									1	27,982	1	27,982
(独)都市再生機構	2	1,719					1	13,720			3	15,439
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	1	15,135									1	15,135
(独)日本原子力研究開発機構	1	89,240									1	89,240
(独)住宅金融支援機構			1	902,017	1	4,178,560					2	5,080,577
(国)東京大学	1	870									1	870
(国)岡山大学	1	500									1	500
日本放送協会									1	884,825	1	884,825
首都高速道路株式会社									2	17,596	2	17,596
阪神高速道路株式会社									1	8,559	1	8,559
東日本電信電話株式会社									1	28,680	1	28,680
郵便事業株式会社					1	74,644					1	74,644
日本下水道事業団									1	18,233	1	18,233
合計	593	1,232,993	18	3,228,701	4	4,487,313	47	12,530,964	46	2,180,218	708	23,645,000

(注1) 法人格については次の略称を用いた。 独立行政法人→(独)、国立大学法人→(国)

(注2) 「-」は背景金額のみがあることを示す。

(注3) 金額は1万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額とは一致しない場合がある。

(注4) 内閣の1件、内閣府(内閣府本府)のうち1件、内閣府(公正取引委員会)の1件、内閣府(警察庁)のうち1件、総務省のうち1件、財務省のうち2件、厚生労働省のうち1件、農林水産省のうち1件、経済産業省のうち1件及び国土交通省のうち1件は、同一の事態に係るものである。

(注5) 内閣府(警察庁)及び法務省のうち各1件は、同一の事態に係るものである。

(注6) 総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省のうち各1件は、同一の事態に係るものである。

(注7) 外務省及び独立行政法人国際協力機構のうち各1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構に係るものであり、金額は外務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

(注8) 「不当事項」と「意見表示・処置要求事項」の両方で取り上げているものと、「不当事項」と「改善処置事項」の両方で取り上げているものがあり、それぞれその金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

(出所) 『20年度決算検査報告』(会計検査院)から作成

4. 個別の指摘事項等の概要

(1) 省庁等別の指摘事項

今般の決算検査報告には、前記のとおり指摘事項が717件掲記されている。これらの中

で、主だったものを10件紹介する。

ア 不適正な会計経理に関する指摘

①国における物品購入等に関する不適正経理の事例

内閣府（2管区警察学校：計1,960万円）、厚生労働省（19地方社会保険事務局：計6,964万円）、経済産業省（資源エネルギー庁及び関東経済産業局：計9,149万円）において、物品の購入等に関し虚偽内容の関係書類を作成するなどして不適正な会計経理を行い、庁費等を支払っている事態が見受けられた。

イ 特別会計、独立行政法人等の剰余金、資産等に関する指摘

②建設国債の発行により調達された資金に係る剰余金等の使途等

建設国債の発行（19年度発行額6兆439億円）により調達された資金を財源とする国立高度専門医療センター特別会計等11特別会計における19年度の剰余金の処理等について検査したところ、国立高度専門医療センター特別会計等7特別会計、計785億8,378万円もの剰余金等が、一般会計に繰り入れられることなく消費的支出の財源とされたり、後年度の公共事業費等の財源として翌年度の歳入に計上されたりしていた。会計検査院は、建設国債の発行に対して法律上設けられている制限を形骸化したり、一般会計に繰り入れられないまま財源の既得権化による財政硬直化を招いたりすることがないように、財務省に対して方策の検討等を求めている。

③農林水産省が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等の活用

農林水産省が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等及び資金等の運用益（以下「資金等」という。）のうち、農地・水・環境保全向上対策として積み立てられた資金、緑の雇用担い手対策資金、果樹対策資金から生じた運用益など7件の資金等について、a多額の資金残高が生じているのに活用されないまま保有されている、b資金の使用見込額を的確に把握していないため多額の資金残高が生じている、c剰余金積立金の運用益の使途を定めていないためその取扱いの透明性が十分確保されていない等の事態が見られ、有効活用されていない資金等が計353億3,737万円に上っている。

④取り崩される見込みのない中小企業金融安定化特別基金の有効活用

中小企業等に対する貸し渋り対策として、52信用保証協会に設置された金融安定化特別基金（2,900億円）は、検査の結果、その相当部分（31協会391億3,005万円）が将来長期にわたって取り崩されることなく、信用保証協会に保有され続けるものと見込まれている。会計検査院は、20年度より実施されている緊急保証制度の損失補てんに充てることができるよう制度改正するなどして、特別基金の有効活用を図るよう求めている。

ウ 随意契約見直し等の競争性確保等に関する指摘

⑤路面下空洞調査業務の契約及び実施

国土交通省は、国道管理の一環として路面下空洞調査を実施している。この調査は特殊技術を要するため、18年度まではすべて随意契約、19年度は公募を経た随意契約、20年度は公募型プロポーザル方式に準じた随意契約により財団法人道路保全技術センターと契約されてきた。20年度の調査業務（6億5,692万円）を検査した会計検査院は、a 空洞可能性か所の抽出基準等を定め調査業務で求める成果の内容を明確にすること、b 探査データを提出させること、c 価格面の競争を取り入れた契約方式を導入すること等の指摘を行っている。

エ ODAに関する指摘

⑥ODAの効果の発現

会計検査院が12か国153事業を検査したところ、2か国5事業（計82億369万円）において、援助の効果が十分に発現していなかった。とりわけ、10年に事業が完了したフィリピンの国有鉄道南線活性化事業（50億3,665万円）では、事業実施後に輸送実績が低下し、18年の軌道、橋梁の損傷以降は、全列車の運行が停止していた。この間、会計検査院の10年度決算検査報告、国際協力銀行の事後評価（12年）・事後モニタリング（19年）において事業の根本的な見直し等が指摘されてきたが、改善策が採られてこなかった。

オ その他の指摘

⑦電子申請等関係システムの利用状況

国の行政機関（20府省等）が運用している49の電子申請等関係システム（17～20年度の整備運用等経費約1,080億円）を検査した結果、電子申請率が10%以下であるシステムが10府省等12システムあり、そのうち7システムは申請率が1%以下と著しく低迷していた。また、47システム12,425手続のうち、19年度中の申請件数が0件であるものは6,370手続（51.2%）、1～50件のものは3,055手続（24.5%）と利用が極めて低迷していた。また、システム停止の基準や停止までの手順等も明確になっていなかった。

⑧まちづくり交付金に係る予算の配分等の適切な実施

国土交通省は、16年度から、都市再生整備計画を定めて行う整備事業に関して、市町村に対してまちづくり交付金を交付している。しかし、まちづくり交付金交付要綱に反して単年度交付限度額を上回る交付申請が行われていたり、既に整備計画上の事業として位置付けられている施設が更に交付金の割増しの対象となっていて、交付の政策効果が限定的なものとなっている等の事態が見られた。

⑨GXロケット及びLNGエンジンの開発

民間企業及び政府（文部科学省、経済産業省、独立行政法人宇宙航空開発機構）共同で開発が進められているGXロケットに用いられるLNGエンジンの開発（15～20年度に要した開発費用123億4,877万円）について検査を行ったところ、a同機構と民間企業との費用負担が明確でない、b開発実験の不具合や開発状況に関する情報が開発承認者である宇宙開発委員会に報告されていない等の事態が見られた。

⑩バリアフリー賃貸住宅建設資金の貸付事業における貸付条件の遵守

独立行政法人住宅金融支援機構におけるバリアフリー賃貸住宅貸付けの業務について検査を行った結果、現地調査を行った103件において、a明確に高齢者を入居者層としている物件はわずか3件（2.9%）、b高齢者が入居していたものは5件（4.9%）、さらに住戸数でみると入居済の1,179戸中高齢者が入居していたものは15戸（1.3%）にすぎなかった等の事態が見られた。

（2）不当事項に係る是正措置等の検査の結果

一昨年から、決算検査報告事項のフォローアップとして、決算検査報告に掲記した「不当事項」について、租税の追徴、補助金の返納、手直し工事などの処理が完了しているかどうかを検査し、その是正措置の状況を決算検査報告に掲記している。また、「改善処置済事項」について、当該措置が履行されていると確認されるまでその履行状況をフォローアップし、その結果を決算検査報告に掲記している。

ア 不当事項に係る是正措置の状況

昭和21年度から平成19年度までの決算検査報告に掲記された不当事項について、関係する48省庁等を対象に検査を行った結果、是正措置未済のものが481件、131億5,477万円（前年度465件、131億8,047万円）あり、このうち金銭返還を要するものが481件、131億3,708万円（前年度462件、130億7,878万円）あった。是正措置が未済となっているものの中には、債務者等の資力が十分でなかったり、債務者等が行方不明であったりなどしているために、その回収が困難となっているものもある。

イ 改善処置済事項に係る処置の履行状況

14年度から18年度までの決算検査報告に掲記した処置済事項のうち一部不履行のもの7件及び検査分履行済のもの84件並びに19年度決算検査報告に掲記した処置済事項55件の計146件について、関係する39省庁等を対象に検査を行った結果、改善処置が一部履行されていなかったものが6件あった。このうち、「生活保護費国庫負担金の算定が不適切なもの」、「高齢者向け賃貸住宅供給補助事業において消費税の取扱いが不適切なもの」、「生活保護費負担金の交付が不適切なもの」及び「中山間地域等直接支払制度における対象農用地の選定等が不適切なもの」の4件については、今般の決算検査報告に不当事項として掲記されている。

5. 参議院決算委員会からの検査要請事項に関する報告

今般の検査報告には、前記のとおり、参議院決算委員会からの会計検査の要請を受けて実施された検査の結果が5件掲記されている。ここでは、そのうちの2件を紹介する³。

①独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について

17年度決算の審査において、独立行政法人の会計処理の在り方や契約方式の見直しの必要性等についての議論が行われたことを踏まえ、19年6月に独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について、会計検査院に対して検査要請を行った案件である。本件は、20年11月に検査結果が報告されている(19年度決算検査報告に掲記された)が、各独立行政法人の随意契約の見直し状況に係る検証を中心に引き続き検査が行われ、今般の報告書が提出された。

全独立行政法人(21年3月末現在で100法人)を対象に検査を行ったところ、20年度の随意契約の割合は、件数で57.2%、支払金額で67.9%となっており、前年度同期と比較して低下しているものの、依然として競争契約のそれらの割合を上回り、平均落札率については、随意契約は競争契約より8.2ポイント高くなっていた。競争契約は増加してきているが、その応札者数の状況をみると、1者応札の割合は、前年度同期と比較して件数割合で7.1ポイント、支払金額割合で6.8ポイント上昇し、1者応札の平均落札率は、複数応札の平均落札率を11.7ポイント上回っている状況などが見られた。会計検査院は、引き続き随意契約が行われているもののうち、真に随意契約によらざるを得ないと認められるもの以外は早急に総合評価方式を含む競争契約への移行を図ること、一般競争入札の実施に当たっては、より多くの事業者に入札への参加機会を与えるとともに、新規の事業者の参加を阻害しないようにして、実質的な競争性の確保に努めること等の指摘を行っている。

②各府省所管の公益法人の財務等の状況について

18年度決算の審査において、道路整備特別会計から支出がなされていた公益法人に対する随意契約等について議論が行われたことを踏まえ、20年6月にa公益法人の財務、特に内部留保の状況、b国が発注している調査研究事業の状況について会計検査院に検査要請を行った案件である。

国等の補助金等により設置造成された基金が適切かつ有効に運営されているか、調査研究事業に係る契約事務が適切に行われているかなどの点に着眼して検査を行った。なお、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(8年9月閣議決定)によると、公益法人の内部留保は「公益法人の適切かつ継続的な実施に必要な程度」とされ、運用指針上、内部留保率は30%程度以下であることが望ましいとされている。

18、19両年度のいずれかに国等から補助金等の交付を受けている等の公益法人2,018法人について、19年度末における内部留保額の合計額は2,432億円であり、内部留保率が30%超となっていたのは659法人あった。また、国が公益法人に発注している調査研究事業に係る契約について、18年度と19年度を比較すると、契約全体における随意契

約の割合は低下している（件数 84.4%→72.6%、支払金額 93.3%→82.2%）が、平均落札率は 98.5%と、競争契約の 87.7%に対し高くなっている。さらに、競争契約における 1 者応札の件数割合が、19 年度 58.3%、20 年度 58.8%と半数以上を占めており、1 者応札の平均落札率は 92.6%で、2 者応札より 8 ポイント以上、3 者以上応札よりも 14 ポイント以上も高くなっていた。会計検査院は、公益法人の内部留保について、各府省は、公益法人に対して額の算出や規模が適正になるよう指導すること、国が発注している調査研究事業に係る契約において、随意契約については総合評価方式を含む競争契約への早急な移行を図り、競争契約については実質的な競争性を確保すること等の指摘を行っている。

6. 特定検査対象に関する検査状況

2 年度決算検査報告より、検査報告事項として掲記する段階にまで至っていないものの、国民の関心が極めて高い問題として決算検査報告に掲記する必要があると会計検査院が認めたテーマの検査状況については、特定の検査対象に関する検査状況（特定検査状況）として掲記している。今般の検査報告には、前記のとおり 4 件掲記されているが、そのうちの 2 件を紹介する⁴。

①都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況

農林水産省及び国土交通省が交付した国庫補助事務費等に関し、検査対象の 26 府県及び 2 政令市すべてにおいて、虚偽の内容の関係書類を作成するなどの不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助対象でない用途に賃金や旅費を支払ったりしていたものが計 29 億 2,744 万円（補助金相当額 14 億 7,302 万円）見受けられた。なお、検査報告には 37 都道府県及び 10 政令市が独自に行っている内部調査の実施状況（21 年 5 月末まで）が掲記されており、別途 29 億 7,969 万円（補助金相当額 3 億 4,564 万円）の不適正経理が発覚している。

②独立行政法人及び国立大学法人が管理運営する福利厚生施設等の状況

独立行政法人及び国立大学法人の福利厚生施設（宿舍、宿泊施設）について、17 年度から 20 年度の入居率が 50%未満の宿舍が 22 法人の 83 棟 1,924 戸（うち 4 年間入居率ゼロの宿舍が 9 棟 300 戸）、17 年度から 20 年度の平均稼働率が 50%未満の宿泊施設が 28 法人の 48 施設（うち平均稼働率が 10%未満の施設が 7 法人 8 施設）に上っていた。また、17 年度から 20 年度に処分された施設に係る政府出資分 109 億円について、60 億円は国庫納付されたものの、49 億円は納付の規定が無い等のため、いまだ法人に留保されていた。

7. 特別会計財務書類の検査

特別会計に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づき、所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示する

ための書類（以下「特別会計財務書類」という。）を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならない。そして、同条第2項の規定に基づき、内閣は、特別会計財務書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。

会計検査院は、20年11月14日に、内閣から、特別会計に関する法律施行令第35条第2項の規定に基づき、19年度特別会計財務書類の送付を受け、正確性及び合規性の観点から、10府省が所管する28特別会計の19年度特別会計財務書類について検査した。その結果、財務省等7省が所管する国債整理基金等8特別会計において、国債整理基金が出資している日本郵政株式会社の資本金の金額を誤っていたなど、特別会計財務書類の計上金額等の表示が適切でないものが14事項見受けられた。なお、上記の14事項については、すべて各省において所要の訂正が行われている。

8. おわりに

今般の決算検査報告の特徴として、公益法人等において滞留している基金や余剰金に対する指摘事項が挙げられる。新聞のインタビュー記事⁵において、西村会計検査院長は「かつて、検査の重点は単年度決算の支出、つまりフローにおかれていましたが、最近はそのだけでなく、各省庁が補助金などをためてつくった基金や独立行政法人の資産などのストックについても重点的にやっています。」と述べている。前記のとおり、今般の指摘金額の総額は2,364億5,000万円となり、2年連続で過去最高額となった。農林水産省所管の公益法人等における資金等の353億3,737万円や金融安定化特別基金における391億3,005万円などが有効活用されていないなどと掲記した指摘事項が、指摘金額を押し上げた要因の一つとなっている。

また、今般の決算検査報告では、有効性の観点からの検査として、GXロケット及びLNGエンジンの開発や電子申請等関係システムの利用状況などの「意見表示・処置要求事項」において、多額の経費を投入しているにもかかわらず、その効果が低いもしくは不透明な状況となっている事業が指摘されているのも大きな特徴である。このような指摘事項は、注目を浴びているストックの問題と並び重要なものである。前記のとおり、「意見表示・処置要求事項」の掲記件数はここ2年で大きく増えており、今後このような有効性の観点からの検査が充実されることを期待したい。

¹ 不適切な会計経理により生じた徴収不足額や過大支出額、決算の表示漏れの額等を指す。一方、意見表示・処置要求事項、改善処置済事項、特記事項等に関する支出額や投資額、欠損額等で、事態の原因や性格等からして、直ちに不適切な会計経理の額と言いきれないものを、指摘金額と区別し、背景金額と呼ぶ。

² うち17件は「意見表示・処置要求事項」として、6件は「改善処置済事項」として掲記されており、件数が重複している。このため、総件数の算出に当たり、この重複分23件を控除している。

³ 残りの3件は「国土交通省の地方整備局等における庁費等の予算執行について」、「年金記録問題について」、「防衛装備品の商社等を通じた輸入による調達について」である。

⁴ 残りの2件は「最近の金融情勢下における金融機関の財務状況及び金融システム安定化のための諸施策の実施状況」、「日本銀行の財務状況及びその推移」である。

⁵ 「ストックに着目 埋蔵金100億円発掘 無駄の指摘は最高額」『朝日新聞』（平21.12.27）